

成年後見ニュース

じゅがれだー

No.20

(「じゅがれだー」は、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (略称JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)

| | |
|-------|--|
| 発行日 | 平成25年3月31日 |
| 発行 | 日本成年後見法学会 |
| 発行人 | 理事長 新井 誠 |
| 編集 | 広報委員会 |
| 【委員長】 | 長谷川秀夫 |
| 【委員】 | 岩井 英典 大輪 典子 香川 美里 北村裕美子 佐藤 米生 平岡 純二 星野 美子 山口栄三郎 |

巻頭言

任意後見人の役割

弁護士 池田 直樹

任意後見制度は、新しい成年後見制度の大きな目玉として注目され、その幅広い活用が期待されてきた。しかし、最高裁判所家庭局の平成23年統計によれば、成年後見申立ての総数3万1402件のうち、任意後見監督人の申立件数が645件であるというデータが報告されている（暗数として、監督人選任申立て以前の契約の存在）。この数字では、当初期待された幅広い活用が実現しているとはとうてい言えないのではないだろうか。

任意後見制度は、本人の自己決定の尊重という新制度の基本理念を反映した新たな制度として期待されたことは間違いない。成年後見人が成年被後見人の権利擁護者であるといつても、自分の全く知らない人が自分の通帳や印鑑、権利証を保管して、自分の知らないところで処分されてしまうことに納得できない思いがある、との指摘があった。「それでは、能力のあるうちに自分で成年後見人を選任できるような制度を作ればいい」ということになり、民法とは別に特別法を制定し、任意後見監督人を家庭裁判所が選任することで管理業務の適正を担保するという手当をして発足した。

ところが、あまり利用されていないという。この背景として考えられるのは、一つには自分で将来の財産管理を全般的に任せられる適任者を選ぶこと自体が簡単なことではなく、また、今は信頼

できても将来も信頼できるかは未知数ということができる。委任契約であれば、受任者が適正に事務処理をしているか否か、そのつど報告を受けて自分で判断できる。信頼できないと思えば解任すればよい。受任者もそのチェックがあるから不正を思いとどまり、委任者の信頼に応えようとする。ところが、任意後見人を選任し、監督人が選任された後は、本人に「解任権限」は認められている（任意後見契約に関する法律8条）とはいものの、実際に手続に載せるのは困難であろう。そのことを知っている任意後見人は、どこまで忠実に本人の信頼に応えようとするか、危ういところであり、そのような不安がこの制度の利用を考えた本人の側にあるのではないか。

また、委任契約と併存している場合に、任意後見監督人の選任申立てが遅れれば、本人のチェック能力がすでに低下している中で、それだけ受任者のフリーハンドの期間が長くなってしまう。これに気づけば自分の将来に不安を持つのは当然である。

一つの方法としては、任意後見人は自分の信頼できる法人の中から選任するとしたらどうか。いろいろアイデアを出して利用されるよう制度改革を提言してほしい。

第2回成年後見法世界会議報告

◆はじめに

2012年10月15日(月)～17日(水)、オーストラリア連邦ビクトリア州メルボルンにおいて、第2回成年後見法世界会議が開催された。新井誠理事長をはじめとする当学会からの参加者15名を含め、世界各国から400名を超える有識者が出席し、「成年後見と国連障害者条約——オーストラリアと世界からの展望——Guardianship and the United Nations Disabilities Convention: Australian and International Perspectives」を統一テーマに、全体会議のほか16の分科会と4つのシンポジウムで60余りのさまざまなテーマについて、活発な議論が交わされた。

3日目のワークショップでは、支援付き意思決定と従来からの代行意思決定について活発な討議が行われた（詳細については、学会誌「成年後見法研究10号」を参照されたい）。

なお、すべての日程が終了した後、本世界会議のしめくくりを務めたのは、当学会主宰の特設ワークショップ「アジアにおける成年後見法」であった。

◆横浜宣言の継承

本世界会議の開始に際しては、この会議が、2010年10月に横浜で開催された第1回成年後見法世界会議を起点とする2回目の世界会議であること、また、第1回会議の成果である成年後見に関する「横浜宣言」の精神を引き継ぐものであることが明言された。そして、参加者全員に配布された「日程と抄録集」には、同宣言中の国際部分の全文が掲載されていた。

◆会議を通して見えた課題

障害者権利条約12条3項が指定した支援付き意思決定(supported decision-making)と伝統的な概念である代行意思決定(substituted decision-making)について、いずれの立場の

論者であっても、本人の行為能力に対する制限は必要やむを得ない範囲に限定されるべきであるとする点において、筆者の知る限り、考えを異にする報告者はいなかった。この点、一律に行行為能力を制限し、資格制限も広範囲に及ぶわが国の後見・保佐の制度と、関連する諸規制は同条約の精神に適合しない要素を含むことに間違いはなさそうである。これらの改善が急務の状況になっているのではないだろうか。もっとも、改善のためには、社会に対し抽象的に訴えるだけでなく、わが国の実情にも配慮しつつ、たとえば、不足する裁判所のマンパワーを補うことのできる社会基盤の整備に向けて、関係者の1人として、自らも行動を開始するなど、バランス感覚に磨きをかけた具体的な対応が求められるであろう。そうでなければ、どんなに優れた制度が構築されても、絵に描いた餅と化してしまいかねないと思われるからである。

◆おわりに

筆者にとっては、普段の1ヶ月分くらいが凝縮されたハードな3日間であったが、会議の合間に、各国の参加者から声をかけていただき、今後に活かせる有意義なアドバイスの数々を受けることができた。そして、全日程の終了後には、同僚とワインを酌み交わし、各日の出来事を振り返りながら、どことなく心地よい疲れに身を委ね、深い眠りにつくことができた。

第3回成年後見法世界会議は、2014年5月28日～30日の日程で、アメリカ合衆国・ワシントンで開催される予定である。次回は、読者諸兄と一緒に参加できることを願いつつ筆をおくことしたい。

(司法書士 高橋 弘)

● 私と成年後見 ●

巡回相談活動の現場から ～価値ある支援とは～

岩手県上閉伊郡大槌町は東日本大震災で大きな被害を受けた地域の1つである。津波そして直後の火災により、人口の1割にも及ぶ町民の尊い命が奪われ、約6割にも及ぶ建物が被災した。約2000世帯、約4700名の方々が、今なお仮設住宅での生活を余儀なくされている。

◆仮設住宅を一軒一軒訪問

札幌司法書士会では、日本司法書士会連合会の支援活動の一環として、2011年12月から毎月1回、2泊3日の行程で、大槌町と近隣の山田町全域、釜石市の一部に点在する仮設住宅での巡回相談活動を行っている。私も、これまでに5回現地に足を運び、仮設住宅を一軒一軒回って、そこで生活されている方々から直接お話を聴き、できる限りの情報提供を行ってきた。

◆相談から情報提供へ

そこで感じたことの1つは、一人暮らしの高齢者が圧倒的に多いということである。巡回相談を行う時間帯が週末の日中であるため、家族連れは買い物などに出かけることが多く、高齢者の在宅率が高くなる傾向はある。しかしそれでも多い。このような巡回相談を行っていると、相談以外のお話を聞くことのほうが実は多い。たとえば買い物のことである。「移動販売車が来てくれるので食料品を買えるのはよいが、その他の日用品を買う機会が少なくて困っている」「車で店まで連れていってくれる人がいない」「遊びとセットで買い物に連れていってくれるもの（デイサービスのことか？）はあるが、買い物だけに連れていってくれるサービスがほしい」といった話だ。

また地元の社会福祉協議会や支援員の方々が積極的に声かけ、見守りをされている地域もあるが、認知症ではないかと思われる高齢者の方とお話し

したことも一度や二度ではない。地元の同職を通じて社会福祉協議会などに情報提供を行うようにしている。

◆成年後見制度という支援ツール

今後、復興に向けて区画整理や自治体による土地の買取り（数代前から相続登記を行っていないことも珍しい話ではないようだ）、あるいは新たな生活の場に移るための各種手続などの局面において、成年後見制度に対するニーズが増えることが予想される。血縁・地縁の強い地域とはいえ、専門家の数は多くはなく、第三者後見人を選任する必要が生じたときにその確保が課題となろう。岩手県の沿岸地域は内陸の盛岡・花巻・一関などからの移動に片道2時間近くかかるので、法人後見で複数の担当者を置くなどの工夫を考える必要もある。

ただ、成年後見制度の利用による見守り体制作りは、重要であっても支援ツールの1つにすぎない。上記のような日常の困りごともたくさんある。多くの人に共通する話であれば、それは個人的な問題というよりも、仮設住宅全体あるいは地域全体のニーズであると推測できる。巡回相談中にお聴きする困りごと（ニーズ）を整理し、しかるべき形にまとめてしかるべき機関に伝達・発信することは、相談を受ける者の役割でもある。

私たちのように被災地域の外から入る者には、そこに住む方々の本当の苦しさ・悲しさ・辛さはわからないのかもしれない。しかし、はっきり言えることは、わからうとする気持ちをもって現地を訪れているということだ。地域の外から入る者だからこそできる、「そこに住む方々にとって価値ある支援」とは何か？ 現場での模索は続く。

（司法書士 後藤 力哉）

判例研究**判例研究委員会****■保佐等開始審判の届出義務を課す預金規定の有効性（東京高裁平成22年12月8日判決・金融・商事
判例1383号42頁）****〔事案の概要〕**

Xについて保佐が開始され、Xの長男Zが保佐人に選任された（代理権付与の審判はなされていない）。ところが、Xは、自身が金融機関Yに開設したX名義の普通預金口座につきZが保管していた同口座の通帳とキャッシュカードをZに無断で持ち出して、約1年にわたり、Yの支店等にあるATMで合計約425万円の払戻しを受けるなどした。そこで、Xは、Yに対し、当該預金払戻行為等をすべて取り消す旨の意思表示をしたうえ、あらためて預金の払戻しを求めて訴えを提起した。

Yは、後見・保佐・補助の開始審判の届出義務を課すとともに、届出前の損害につき金融機関の免責を定める現行普通預金規定を援用して、届出を怠ったX側による取消しの効果を争ったが、第一審（横浜地裁平成22年7月22日判決）は、「上記預金規定の定めは、制限能力者を一定の範囲で保護することとした民法の各規定の趣旨に著しく反するものであり、少なくとも制限能力者との関係では、その法的効果を認めることはできない」と判示し、Xの請求を一部認容した。そこで、Yが控訴したところ、東京高等裁判所は、「上記免責約款の規定は、被後見人、被保佐人、被補助人の保護と取引の安全の調和を図るために合理的な定めであると解される。……免責約款は有効であり、Xは、届出をしない間に行つた預金の払戻しを取り消すことはでき」ないとして原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

〔解説〕

本判決は、制限行為能力による取消規定（民法9条・13条・17条）を約款よりも劣後して扱う点において、これまで強行法規と理解してきた従来の一般的な民法学説とは相容れない見解に依拠している。そのため、民法学者による評釈は、こぞって本判決に反対する（本山敦・月報司法書士485号64頁、滝沢昌彦・金法1953号7頁、拙稿・実践成年後見43号72頁）。また、最高裁判所は、本件につき上告不受理決定を下しているものの、決して本判決の見解を是認する趣旨ではなく、この点が実務上決着したとみるべきものでもない。

もっとも、本判決の実務上の影響力を無視することはできない。そのため、本判決の見解を所与の前提とした場合には、制度の運用上、以下の点に注意すべきであろう。

まず、預貯金の浪費を防止する目的で保佐・補助制度を利用する場合には、開始審判の申立人において、管理権限の有無に疑惑を生ずることのないよう、預貯金の管理など、預貯金に関する取引についての代理権付与をあわせて申し立てておくことが求められる。代理権を付与された保佐人・補助人は、その代理権の範囲において本人の財産につき管理権を有するものと解されているが、そうでない限り、財産管理権（本件では預金管理権）は当然には認められないというのが現在の通説的理解だからである。もっとも、その際、本人の同意が必要となるため（民法876条の4第2項・876条の9第2項）、本人が同意を拒否する場合には、保佐・補助制度の利用は困難となる。現行制度の限界を示すものといえる。

また、すべての類型に共通する運用として、家庭裁判所あるいは成年後見の相談窓口では、本人が預貯金口座をもつ金融機関への届出義務とその義務違反による免責の効果につき、後見人・保佐人・補助人やそれらの候補者に対する教示を徹底すべきである。

（日本大学教授 清水 恵介）

法人後見、さらに個人受任へ

～志木市成年後見支援センターの取り組み～

埼玉県志木市は、県南東部にある人口約7万人の小さな市である。東京圏に勤める人が多く住む、典型的なベッドタウンとなっている。

◆志木社協の取り組み

志木市社会福祉協議会（以下、「志木社協」という）は、平成21年度から地域の権利擁護体制の構築をめざし、法人後見事業、市民後見人養成講座を県内の社会福祉協議会に先駆けて取り組んできた。現在は7件の法人後見を受任し、これまで市民後見人養成講座を受講された市民は70名を超え、そのうち7名が実際に志木社協の権利擁護事業（法人後見、福祉サービス利用援助事業）の支援員として活動している。そして、志木社協は、平成24年12月3日に「成年後見支援センター」を開設するに至った。

志木社協の特徴は、従来の法人後見に加えて、支援センターを立ち上げることにより、「個人受任」の道を拓いたことにある。しかし、ここに至るまでにはいろいろな試行錯誤があった。

◆支援員としての市民後見人

前述のように、志木社協が市民後見人養成講座を開始したのは平成21年度からだが、法人後見事業に一定のかかわりをもった筆者は、「市民後見人」養成講座を受けた市民は、法人後見において「市民後見人」を名乗れるものと単純に考えていた。ところが、志木社協の説明は何度聞いても「市民後見人でなく支援員（担当者）と位置づけている」という返事であった。理由は、「法人としての職務を行うものであるから、法人の職員として雇用し、その指揮命令系統のもとで行っていただく」というものであった。志木社協は、市民後見人の単独受任を考えていなかったので、やむを得ない面があったものの、支援員では市民後見人としての主体性や強みを發揮できないのではないか、と納得できない点があった。

釈然としないうちに、市民後見人を「支援員」

とした法人後見はスタートした。実際に動かしてみると、いろいろなことがわかつってきた。志木社協からすれば、支援員のほうが安心できる反面、どうしても組織のルールに縛られてしまい、市民後見人の自主性を損ねているのではないか、という反省があった。つまり、法人後見のメリット・デメリットが、実践を通してより鮮明に浮かび上がってきたのである。

◆個人受任への道

こうした隘路を開拓すべく、かつ市民後見人の活動の場を充実させるために考案されたのが「成年後見支援センター」である。センターの事業は、市民後見人の養成・支援、フォローアップ研修、成年後見の普及、啓発等であり、市民後見事業に特化している。他方、法人後見事業は、福祉サービス利用援助事業と同様に従来どおり継続する。

こうして、志木社協は、「法人後見」と市民後見人による「個人受任」という2つの併用形態が可能となり、関係者や利用者はいずれかの方式を選択することが可能となった。さらに、ケースによっては担当者を変えず、法人後見から個人受任へと変更することも可能となった。もちろん、市民後見人の選択により、法人後見の支援員として活躍する方法も残されている。当面の課題は、市民後見人の支援体制である。司法書士、弁護士、社会福祉士、税理士等の連携がどうしても必要である。こうしたサポート体制が充実すれば、家庭裁判所から監督人が選任されなくても監督の実質の実がとれるものと考えている。

筆者の経験からいえば、社会福祉協議会、NPO法人等は「法人後見」か市民後見人の「個人受任」かという二者択一的に形態を決定するのではなく、一法人に2つの形態を配置することが望ましい、と考えている。理由は、事案によっては、個人より法人で受任したほうがよい事案がみられるからである。

（司法書士 大貫 正男）

《市民公開シンポジウム報告》

高齢者虐待防止に向けた地域連携について

～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～

◆はじめに

2012年11月25日(日)、標記シンポジウムが東京・四ツ谷の日司連ホール（司法書士会館）で開催された。

◇基調講演

まず、第1部として、基調講演「高齢者虐待の現状」が、厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐の、中井和博氏によって、現状を示すデータの提示とともになされた。

次に、第2部として、基調講演「高齢者虐待防止に向けた法律専門職の役割」が筑波大学法科大学院教授の上山泰氏によってなされた。虐待に対しては、刑罰や損害賠償による伝統的な法的対応（人権的なアプローチ）では不十分になり、福祉的なアプローチ（居住確保と日常生活支援といった自立支援や養護者に対する支援）が必要になつてきていることを前提として、虐待についての法律専門職の役割に関して、その法的分析と今後の指針を示すものであった。

◇シンポジウム

第3部のシンポジウム「高齢者虐待防止に向けた地域連携を考える」では、まずコーディネーターの一池田直樹氏（大阪アドボカシー法律事務所所長・弁護士）が、法律専門職が地域で虐待にどのようにかかわっていくのか、という問題意識を示され、地域の一員としての面を取り戻してコミュニティを構築していく点に法律専門家の役割があると述べた。

次に、パネリストの野本賢一郎氏（渋谷区役所福祉部高齢者サービス課利用者相談係係長）が渋谷区の虐待防止の取組みを示し、斎藤修一氏（品川区社会福祉協議会品川成年後見センター所長）が品川区社会福祉協議会の取組みを紹介された。前者の渋谷区においては、地域での見守りの重要性が強調された。

性の認識から「見守りサポート事業」を展開し、小さな芽を早期発見することによって虐待を予防することに努めているとのことである。定数171名の民生委員と並んで定数103名の「安心見守りサポート協力員」が配置され、この制度を担っている点が特筆される。

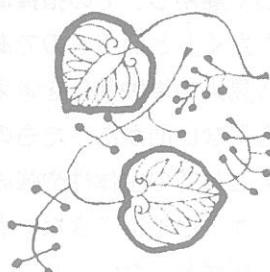
さらに、(公社) 成年後見センター・リーガルサポート東京支部支部長の川口純一氏が、渋谷区での高齢者虐待対策会議にオブザーバーとして参加してきたうえでの感想を述べた。行政の実務においては、「立入調査」や「やむを得ない事由による措置」をするかどうかの判断に悩んでいる、後押ししてくれる人、アドバイスをしてくれる人が求められているとの現状認識が示された。

◆まとめ

基調講演者でもあった中井和博氏がまとめて指摘されたことであるが、虐待については、いかに早く見つけて素早く対応していくかが大切であって、そのためには地域連携が重要であり、早期発見のネットワークをつくることが求められているとの結論が示された。

最後に、われわれ専門職に求められたことであるが、自分の事務所の周りにいるお年寄りのために何ができるかを考え直してほしいとの要望が示され、肝に銘じた次第である。

(柴由之)



「台湾信託法の理論および実務の発展」傍聴記

2012年11月25日、中央大学駿河台記念館において、台湾国立中正大学法学院・王志誠（Wang Chih-Cheng）教授による「台湾信託法の理論および実務の発展」と題する講演が開催された。

王教授は、台湾での経済法、特に信託法研究の第一人者であり、今回は、信託法学会の招き（公益信託甘粕記念信託研究助成基金事業）に応じて来日された。

王教授は、台湾信託法の理論として「信託行為の成立要件」、「その性質」、「信託財産の独立性と信託の公示」、「信託財産への強制執行」に言及し、また、「受益権の性質や譲渡」の問題、「二重信託の効力」について、実務に言及された。

◇事業経営型公益信託

台湾では、公益目的で運用する信託が芽生え始めているようである。学者の一部は、事業執行型の公益信託を推進すべきだという。運用により弾力性をもたせることで利用が進むというものであるようだ。

一方、事業型の公益信託を許可する制度の新設をすべきだという議論もあるようである。その場合は設立目的ごとに審査し、公共性を判断の根拠にするという考え方だということである。

◇環境保護を目的とする公益信託

現在、台湾での公益型信託は90ケースあるという。そのうち89ケースでは、受託業者が信託銀行で現金給付型信託であるが、残る一つは、荒野保護協会が受託者となる信託である。これは、環境保護を目的とする公益信託で、自然環境保護や環境保護教育という明確な目的があり、土地が信託財産となっている。性質上、事業経営型の公益信託のようだ。これは、台湾版ナショナルトラストといえるだろう。

◇民事の利用の拡大と限界

台湾では、民事信託の種類や運用が多様化しつつある。

民事信託では、「消費者の保護」「融資する債権者の担保」「居住権の保証」「家族の保護」「保険金保証」「身障者の支援」「ペットの保護」等を目的とする目的信託がある。

◇事業継承等のための信託

有名人の信託では、公益目的だけではなく、事業承継問題の解決のために信託が活用されることがあるようである。

台湾で有名なプラスチック製造グループ企業のA氏は、子どもたちに株式を勝手に処分させないようにと考えていた。自分が死亡した後は、株式が分配され、処分され分散し、企業支配も分散すると考えており、そこで信託を設定した。A氏は、優秀な従業員にも受益権を設定していた。

◇障害者の経済支援と非課税信託

日本の所得税法では、信託を設定する場合に、障害者の税制優遇措置を設けているが、台湾では設けられていないという。一方で、ある一定額の信託をする、または他益信託する場合に、年間220万台湾ドルの非課税枠が認められている。自分の障害のある子の支援を目的とする信託設定の場合、1人220万台湾ドル×2の額を贈与することができる。

◇目的信託の可能性

台湾でも、原則としてペットを受託者とすることは認められてはいないが、例外的に、ペットの主人がペット信託を活用できるそうである。つまり、信託法に過度な制限を設けなければ、信託の設定をする際にいろいろな可能性があるということのようである。

信託制度の緩やかな運用は、障害者の相続問題や親なきあと問題を抱えるわが国でも見習うべき方向性かもしれない。

（司法書士 長谷川 秀夫）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

平成24年7月、「任意後見制度の改善・改正の提言」を発表した。これまでの運用で明らかになつた課題に基づき、自由なかつましの自己決定が保障されるための契約方式として将来型を基本とすること、委任者の意思能力に疑問があるときの公証人の嘱託拒絶権限を明確化すること、任意後見監督人選任申立を適切に行うための方策、重要な法律行為に関する任意後見監督人の同意の定めと後見登記、医療行為の同意に関する委任、任意後見受任者の適格性保障に関する施策等9項目の提言を行つた。なお、任意後見業務と弁護士法・税理士法等との関係についても、継続して研究を進めている。

法定後見制度については、平成20年7月に提言を行つてはいるが、これは現行3類型の制度を前提にした検討であったため、2010年成年後見法世界会議における「成年後見制度に関する横浜宣言」を踏まえて、抜本的な見直しをする必要がある。現行制度の一律的行為能力の喪失（取消権の付与）は障害者権利条約に反することとなろうし、必要性の原則が導入されていないため成年後見人の権限は包括的にすぎると考えられるが、他方で成年後見人の権限が財産管理に偏しているため、本人に適切な医療を保障し得ないという問題がある。さらに制度利用に伴う資格制限、特に選挙権制限はすでに大きな社会問題ともなっている。これらについて改正の方向性を検討した。なお、平成20年の「法定後見実務改善と制度改正のための提言」で示した「申立の任意的取下の制限」は、平成25年1月施行の家事事件手続法により実現した。

（制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘）

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当研究委員会の平成24年度の活動は、昨年同様、4つの班に分かれて研究を行つた。なお、これ以外にも、2010年度に提案した「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」の周知・改善に向けた取組みを行っていく。

- ① 「交通事故による高次脳機能障害者支援のための運用改善」班（班長・古笛恵子委員）は、運用改善に向けた研究を行つた。
- ② 「高次脳機能障害者を支援する親族後見人のための行動指針」班（班長・大輪典子委員）は、標題の指針作成を行つてはいる。本人や家族の方が手に取つて読むものを工夫をすればするほど困難な作業である。当委員会で最も力を入れている事業であり、次年度は3年目になることから成果を出していきたい。
- ③ 「高次脳機能障害者のための施設のあり方」班（班長・井上直樹委員）は、他施設への現地調査を行い、障害者の「親なき後問題」などの課題をもとに、理想的で普遍的な施設のあり方を提案しようと考えてきたが、最近では、基本的な住まいのあり方をどこに置くべきか、という根本的な問題に直面している。
- ④ 「信託の利用の研究」班（班長・遠藤英嗣委員）では、親なきあと問題など福祉信託の研究を行つてはいる。

（高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 長谷川 秀夫）

■委員会報告 ■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは17名である。今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行った。

今年度に開催された研究会は次のとおりである。なお、事案については、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『後見六法〔2012年版〕』(民事法研究会)中の「裁判例編」を参照されたい。

① 第22回 (平成24年7月28日)

④(報告者) 藤原正則氏 (北海道大学教授)

(報告内容) 広島高裁平成24年2月20日判決 (裁判所ウェブサイト)

⑤(報告者) 村田彰委員

(報告内容) 福岡高裁平成16年7月21日判決 (判例時報1878号100頁、判例タイムズ1166号185頁、金融・商事判例1204号26頁)

② 第23回 (平成24年12月22日)

④(報告者) 中山泰道委員

(報告内容) 東京地裁平成23年2月28日判決 (判例時報2116号84頁)

⑥(報告者) 信太秀一氏 (流通経済大学准教授)

(報告内容) 「親族後見人による横領事件に関する刑事裁判例の概観——親族相盜例の準用問題を中心に——」

③ 第24回 (平成25年1月26日)

④(報告者) 上山泰委員

(報告内容) 神戸地裁伊丹支部平成21年12月17日判決 (判例タイムズ1326号239頁)

⑥(報告者) 清水恵介委員

(報告内容) 名古屋高裁平成22年4月5日判決 (裁判所ウェブサイト)

④ 第25回 (平成25年3月18日)

④(報告者) 藤原正則氏 (北海道大学教授)

(報告内容) 最高裁平成18年7月14日判決 (判例時報1946号45頁)

⑥(報告者) 周作彩氏 (流通経済大学教授)

(報告内容) 「行政法の視点からみた家庭裁判所による成年後見監督と国家賠償責任」

また、今年度の研究成果は次のとおりである。中村昌美・じゃがれたー19号・実践成年後見41号(東京地裁平成16年9月27日判決・証券取引被害判例セレクト24巻90号)、星野茂・実践成年後見42号(東京家裁平成21年8月14日審判・家庭裁判月報62巻3号78頁)、藤原正則・実践成年後見43号(前掲広島高裁平成24年2月20日判決)、村田彰・実践成年後見44号(前掲福岡高裁平成16年7月21日判決)、信太秀一・実践成年後見44号(前橋地裁平成14年6月10日判決・裁判所HPほか)。

(判例研究委員会委員長 村田 彰)

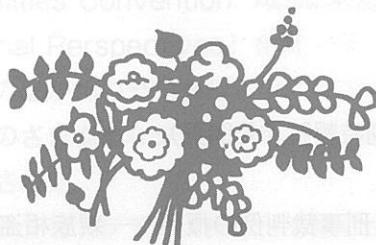
◆第10回学術大会へ向けて◆

第10回学術大会実行委員長 森 徹

本年の学術大会は、中央大学多摩キャンパスにおいて、次のとおりの要領で開催いたします。

第10回学術大会の統一テーマは「任意後見制度の現状と問題点」で、各分野からの報告、およびそれをもとにしたパネルディスカッションを行います。

また、今回は第10回という節目の記念大会でもあり、特別企画として海外から第一線で活躍される2名の専門家をお招きしてご講演いただきます。



Topics

2013年3月14日、東京地方裁判所において、成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法11条1項1号の規定を憲法違反とする判決が出ました。平成17年の最高裁判決（在外日本人の選挙権行使の保障をしないことが憲法違反であるとした）を踏襲して、選挙権並びにその行使に制限を加えるには「やむを得ない事由」がある場合に限られるという一般論を前提にしたうえで、基本的に現行憲法は20歳以上の成人に等しく選挙権を認めており、障害や老化によって判断能力が減退した人であっても「この国がどんなふうにならいいか、あるいはどんな施策がされたら自分たちは幸せかなどについての意見を持ち、それを選挙権行使を通じて国政に届けるこそが、議会制民主主義の根幹であり生命線である」と述べています。そして、成年後見制度は、投票能力の判断とは関係のない制度であり、選挙権の得喪に借用することは許されないと明確に述べています。

（国学院大学教授 佐藤 彰一）

〔編注〕2013年3月22日付けで理事長声明を公表しました（当学会ウェブサイト）。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
(株)民事法研究会内
TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 政府・与党は、14日の判決を受けて、早速公職選挙法の見直しに着手するという。判決が出なければ動かない國の姿勢も問題ではあるが、まずはわが国でもノーマライゼーションの理念がまた1つ実現されつつあるといえようか。

（岩井 英典）